

平成30年度 安城市水道事業 指定給水工事事業者連絡会

日時 平成30年11月12日（月）
午前の部 10時30分から
午後の部 3時00分から
場所 安城市役所本庁舎 大会議室

説明内容

(1) 給水装置工事書類等について

- ・ 給水装置新設等申込書及び関係書類

(2) 書類及び施工に関する注意事項

- ・ 現場施工時に申請内容と相違が生じた場合
- ・ 給水引込みと他の埋設物との離隔
- ・ 井戸から水道への切替え
- ・ 水道メーター及び第1止水栓の設置位置

(3) その他

- ・ 軟水器など特殊器具の設置
- ・ 完了検査について
- ・ 給水装置の管理区分
- ・ 指定給水装置工事事業者の指定更新制度

(1) 給水装置工事書類等について

給水装置新設等申込書

水道番号	第	号	給水台帳	用途	メーター口径	取出口径
受付年月日	年	月		日		

平成31年度より申込書などをHPからダウンロードできるようにします。ただし、給水台帳については従来どおり配布します。ダウンロードしたものを提出する場合は、両面印刷に限らせていただきます。

給水装置工事の種類	() [該当に○印]	
給水装置の設置場所	城市	町
街区・建物		
給水装置の設置場所	住所	
	ふりがな	
給水装置の代表者	氏名	印
	住所	印
工事依頼業者		

承諾書	貯水槽水道(受水槽)	地容量	m3	建
	土地使用承諾書	有	有・無	
	給水装置承諾書	有		
	水圧不足承認願	有・無		
公道分配管図		断図		

(1) 給水装置工事書類等について
給水装置新設等申込書の添付資料について

平成31年度より、給水装置新設等申込書（撤去以外）に施工箇所の写真を添付してください。

新設の場合：引込予定位置を写真上に記入したものを提出

改造の場合：既設メーターボックス及び既設第1止水栓の位置が分かるものを提出

(1) 給水装置工事書類等について

給水装置新設等申込みに伴う承認願（水圧不足承諾書）の廃止

水道番号 第 _____ 号

給水装置新設等申込みに伴う承認願

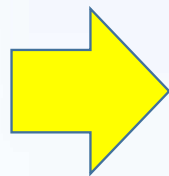
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

安城市水道事業 _____

安城市 _____ の設計にあたり、
宅地内管路の _____ 給水装置所有者
(申請者) _____ お願いし
ます。

給水装置所有者(申請者)確認書

1 今回の申請にあたり、水圧、水量の不足による障害が生じて、全て



給水装置の概要	取出管口径 _____ mm	既設取出管口径 _____ mm
	受水槽有無 有 _____ m ³ 無	配水管有無 有 無
	用途 一般 臨時 湯屋 その他 _____	
	建物形態 一般住宅 集合住宅 店舗 工場 事務所 医院 その他 _____	
添付書類	給水装置施行計画及び設計図 土地整理図(仮換地区等) 基準適合確認書	
注意:裏面の該当する項目を確認してください。		
設計審査及び意見	水道番号 第 _____ 号	
水栓数・配管長等により水圧不足となる可能性があります。		
申請者が負担	工事費 _____ 円	事務費 _____ 円



給水装置新設等申込書の設計審査及び意見欄へ

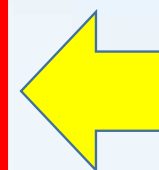
「水栓数・配管長等により水圧不足となる可能性があります。」の意見をつけます。

(1) 給水装置工事書類等について

給水装置施工計画及び設計図の記入方法

連合給水における給水装置施工計画及び設計図の記入方法

給水装置施行計画及び設計図				水道番号
給水装置所有者				
給水装置設置場所	安城市	町		
街区・建物名称				
メーター口径	mm	専用・共用／支分・連合／支管		
施工業者名	指定番号 () TEL () -		主任技術者名	印
			現場への連絡先	(携帯)



こちらのみに記入

施工計画 (現地調査・公道分工事に係る他機関申請)

道路の状況	市道・県道・国道・私道	車道 (車線) ・ 歩道	舗装道 ・ 砂利道
配水管口径	φ mm	配水管の種類	VP ・ DIP ・ PP ・ PEP
他の占用物	汚水・雨水・農水・ガス・地中ケーブル (NTT 中電 キャッチ) ・ その他 ()		
他機関申請	道路占用 ・ 道路使用 ・ 管理障害 ・ 立会依頼等 ()		
交通規制	徐行 ・ 片側交互通行 ・ 車道通行止 ・ 歩道通行止 ・ その他 ()		
規制期間	(予定) 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()		

(1) 給水装置工事書類等について

給水台帳の平面図及び立面図の記入方法

台帳裏への記入

- ・基本は敷地全体と隣接道路を含む平面図（1/200程度）と立面図を記入
- ・配管や文字が確認しにくい場合、台帳裏と別紙（A3またはA4）に記入

ケース1 平面図と立面図が台帳裏に入らない

記入例1

台帳裏 平面図を記入
別紙 立面図を記入（A3またはA4）

記入例2

台帳裏 立面図を記入
別紙 平面図を記入（A3またはA4）

ケース2 平面図と立面図がどちらも台帳裏に入らない

記入例

台帳裏 使用しない
別紙1 平面図を記入（A3またはA4）
別紙2 立面図を記入（A3またはA4）

※台帳裏に記載してある確認欄（下記内容）を平面図に記入

「この給水装置の構造図及び材質は、水道法施行令の基準に適合しています。
平成 年 月 日 給水装置工事主任技術者名 印」

ケース3 平面図（立面図）が別紙（A3サイズ）1枚に入らない

記入例1

台帳裏 平面図（または立面図）を記入
別紙1 立面図（または平面図）その1を記入（A3またはA4）
別紙2 立面図（または平面図）その2を記入（A3またはA4）

記入例2

台帳裏 使用しない
別紙1 平面図（または立面図）その1を記入（A3またはA4）
別紙2 平面図（または立面図）その2を記入（A3またはA4）
別紙3 立面図（または平面図）を記入（A3またはA4）

※台帳裏にある確認欄（下記内容）を平面図に記入（同上）

ただし、敷地が広い場合は全体平面図と給水装置部分の拡大（詳細）平面図とすること。

(1) 給水装置工事書類等について

既設取出管の利用

既設取出管の利用について、設置するメーター口径と取出口径は同口径としてください。原則、1口径違いまでとする。

なお、口径が違う場合は給水台帳の協議事項に「**本管布設替え等あった場合、取出口径はメーター口径と同口径にします。**」と記入してください。

号	用	途	メーター口径	取出口径
口	給水台帳			
日			20	25
	給水装置の種類		専用	共用
	給水方式		支分	連合
	親水道		メーター口径と取出口径が違う場合	
造	修	繕	撤	去
階直圧給水	・	直結増圧給水	建物構造	地上
階			階・地下	階
量	m3)有効容量	m3	建築確認	
設置箇所	協議事項(誓約事項)			
図	本管布設替え等あった場合、取出口径はメーター口径と同口径とします。			
	施主の了承を得て記入してください。			
			校	出

(2) 書類及び施工に関する注意事項

現場施工時に申請内容（計画）と相違があった場合

現場施工時にて申請内容（計画）と違うことが判明した場合は、必ず給水係へ連絡をしてください。

どちらも現場再施工の対象になります。

例1 計画ではサドルキャップ止め施工であったが、サドルではなくチーズ分岐だったため、連絡せずに公道内でキャップ止め施工に変更してしまう。

解 立会にて、本管切取り施工になります。

例2 本管部を掘削したところ、継手があったため、サドルとメーターボックスが直角方向でないまま施工してしまう。

解 第1止水栓の設置が必要になります。

(2) 書類及び施工に関する注意事項

申込み及び完了時の設置場所の記入方法

申込み及び完了時の設置場所につきましては、原則住居表示になります。

なお、申込時に住居表示が決定していない場合は、**完了時に住居表示**に修正して提出してください。

今まではその都度、指摘事項として記入していましたが、説明会以降は基本事項とします。

適切な書類作成をお願いします。

(2) 書類及び施工に関する注意事項

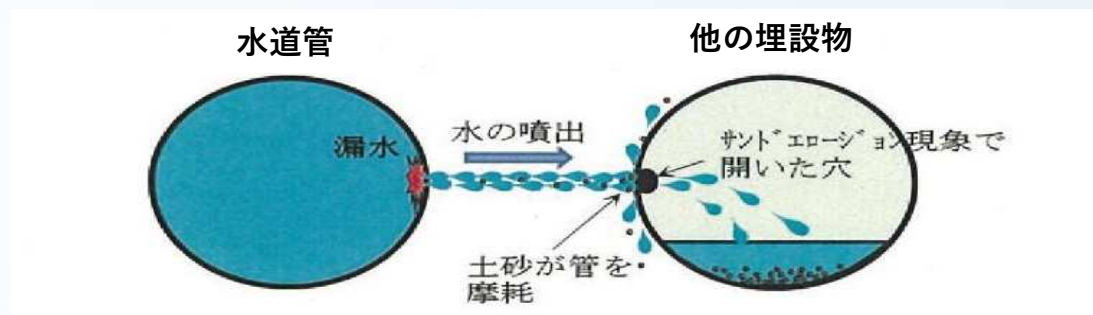
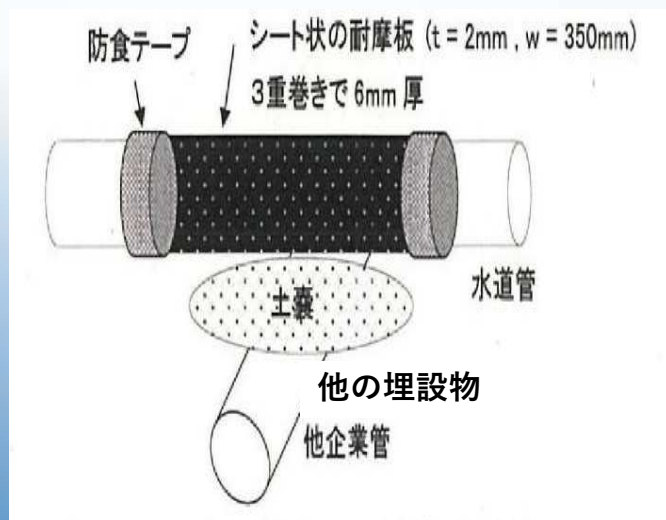
給水引込みと他の埋設物との離隔

給水管と他の埋設物との離隔は原則30cm以上としてください。

離隔がやむを得ず取れない場合は、耐摩板（ゴムシート）を給水管に巻きつけて、*サンドエロージョン現象の防止対策を行ってください。

*サンドエロージョン現象とは

水道管から漏水して噴出した水に付近の土砂が混ざり、他の埋設物にジェット状にあたることにより、穴をあけてしまうことです。



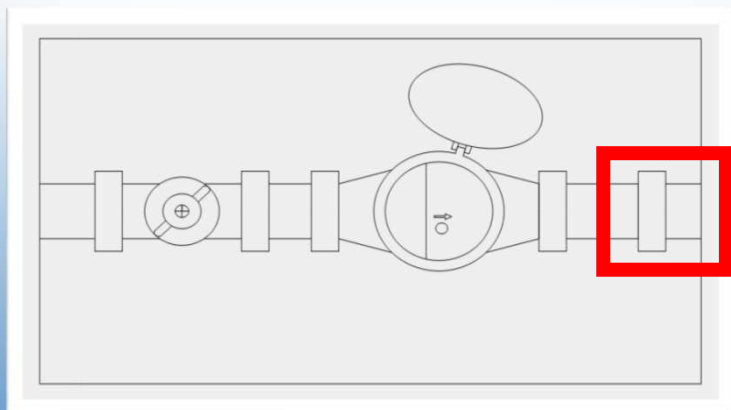
(2) 書類及び施工に関する注意事項 井戸から水道への切替え

(1) 書類について

井戸水を使用していた管をそのまま給水管として使用する場合は、**既設給水装置使用申込書**を給水装置新設等申込書と合わせて提出してください。

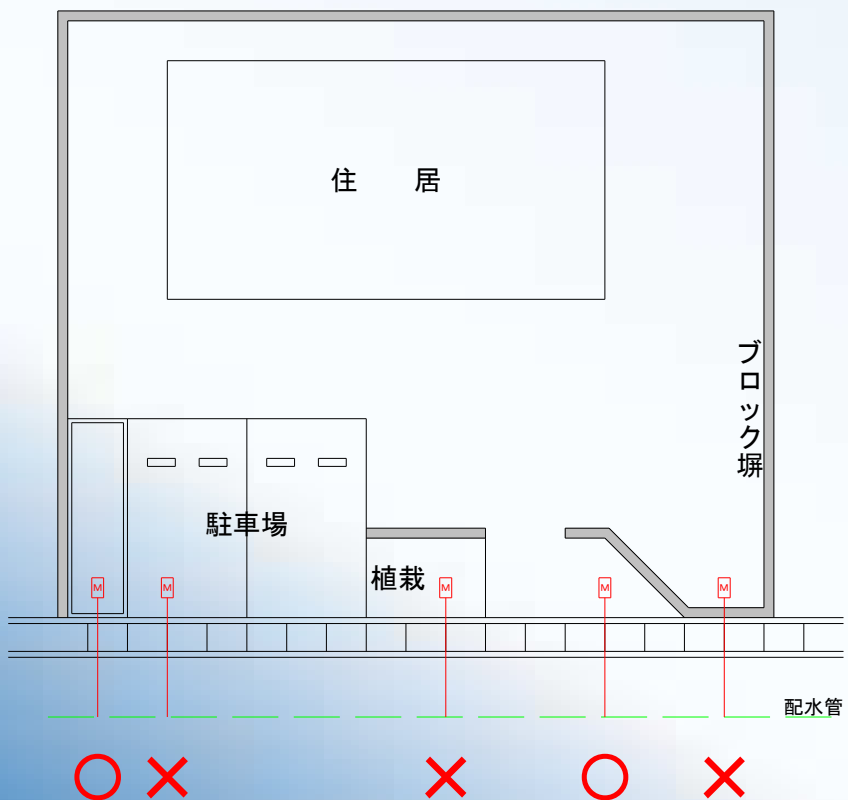
(2) 施工について

井戸水と水道水の併用又は井戸水を使用していた管で水道水を使用する場合は、**必ずメーターボックス内のメーター下流側に逆止弁を設置**してください。



(2) 書類及び施工に関する注意事項

水道メーターの設置位置 設置場所



給水装置工事設計施工基準 (平成26年4月)
P8 参照

- ・ 周辺に障害物がない
- ・ 駐車区画外
- ・ 検針・取替えが容易に行える
- ・ 点検や漏水修理に支障とならない

設置位置が、駐車区画及び植栽帯内となり、検針及び維持管理に支障をきたす場合は、取出位置の変更などの対応をお願いします。

なお、完了時に設置に適さない場所と判断された場合は、**現場の再施工**になりますので、ご注意ください。

(2) 書類及び施工に関する注意事項

水道メーターの設置位置

- ・ **メーター設置位置が70cm未満**で生曲げした場合、1種管の呼び径20の最小曲げ半径の限度を超えてしまうため、**融着エルボ**を設置して施工してください。

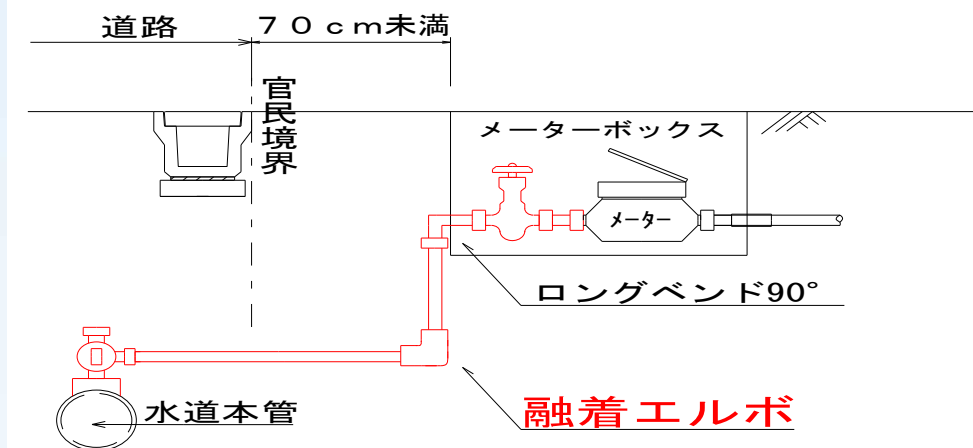
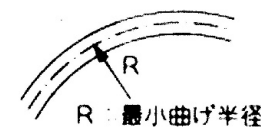


表4-9 最小曲げ半径(R)

		単位cm					
呼び径 管種	13	20	25	30	40	50	
1種管	45	55	70	85	100	120	
2種管	65	85	105	130	145	180	



(3) その他

軟水器など特殊器具の設置

- ・軟水器など残留塩素を取除く機能を持つ特殊器具を設置される場合、水道事業では、軟水器以降での水質異変の対処が出来ないため、施主に使用上の注意について説明をしておいてください。

また、井戸水と同様の理由で**メーターボックス内に逆止弁を設置**してください。なお、器具についている逆止弁機能ではなく、メーターボックス内への逆止弁の設置が必要となります。

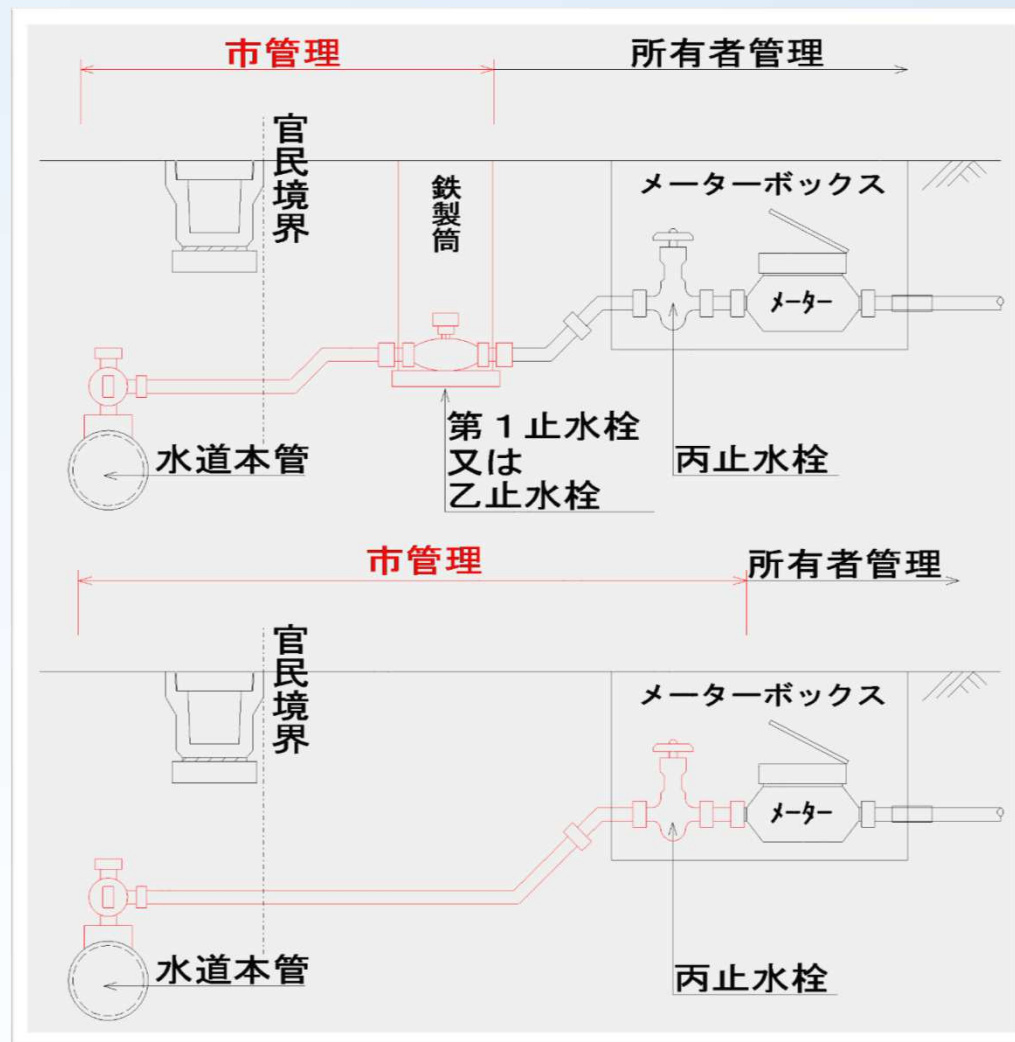
(3) その他 完了検査について

- 平成31年度より**全件検査**を行います。(撤去以外)
現在は、メーター移設及び1栓のみの現地検査は行っていませんでしたが、メーター周りの検査を行います。検査の際に施主及び事業者の立会は不要ですが、**市検査員が土地に立ち入ることについて施主の了承**を得ておいてください。
- 今年度約600件の完了検査を行いました。その内宅内未検査が約120件(約2割)となっていますので、宅内検査が行えるように調整をしてください。

完了検査のご理解とご協力をお願いします。

(3) その他 給水装置の管理区分

- **本管分岐から最初の止水栓**までが、安城市の管理となります。



(3) その他

指定給水装置工事事業者の指定更新制度

- ・水道法の改正案が可決された場合、**指定給水装置工事事業者の指定更新制度（5年）**が導入されます。
- ・更新手続きについて、西三河で統一できるように調整を取っています。なお、西三河で統一した場合、更新手数料をいただく可能性があります。

詳細は、西三河指定給水装置工事事業者講習会にて説明します。

開催日：平成31年10月10日（木）

場所：刈谷市総合文化センター アイリス

- ご清聴ありがとうございました。

- 個別の案件については、窓口でご相談ください。

質疑応答

- 交通安全に心がけて気をつけてお帰りください。